

評議員報酬等の支給基準

社会福祉法人高関保育会

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人高関保育会（以下法人という）の評議員に対する報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(報酬)

第二条 法人の評議員は、評議員としての地位にあることのみによっては支給しない。

2 評議員には費用を弁償することができる。

(旅費・日当)

第三条 法人の評議員の旅費（日当）は、1日3,000円の定額とする。

(旅費・日当の支給範囲)

第四条 この基準を適用する範囲は次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) その他、理事長が要請した日

(基準の改正)

第五条 この基準を改正するときは、評議員会の決議を得なければならない。

附則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。